

## 医療機関に委託して行う乳児健康診査実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき実施する乳児健康診査（以下「乳児健康診査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「乳児」とは、本市に住所を有する1歳に満たない者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、乳児健康診査を受診する乳児を養育し、かつ、本市に住所を有する者をいう。

(乳児健康診査の種類)

第3条 乳児健康診査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般健康診査（以下「一般健診」という。）
- (2) 精密健康診査（以下「精密健診」という。）

(一般健診の実施)

第4条 一般健診は、市長が委託した医療機関（保健所を除く。以下「委託医療機関」という。）で行うものとする。

- 2 一般健診及び精密健診は、一人につき各々2回以内とする。
- 3 一般健診を受診する乳児の保護者は、乳児一般健康診査受診票（以下「一般受診票」という。）を委託医療機関に提出しなければならない。

(一般健診の内容)

第5条 健康診査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診及び診察
- (2) 尿化学検査（試験紙等による半定量検査）
- (3) 血液検査

2 前項第2号及び第3号については、医師が必要がないと認めた場合に限り、省略することができる。

(一般受診票の交付)

第6条 一般受診票の1部は請求用、1部は委託医療機関控え用、1部は母子健康手帳貼付用とする。

2 市長は、妊娠の届出を受理の際に一般受診票（母子健康手帳別冊綴込み）を乳児の保護者に交付するものとする。ただし、転入等の場合は、理由を「母子健康手帳交付 再交付・別冊交付申請書」（以下「交付申請書」という。）に記載して、第4条第2項に規定する回数を限度として交付する。

3 市長は、一般受診票交付台帳を整備するものとする。ただし、母子保健法第1

5条の規定による妊娠の届出をもってこれに代えることができるものとする。  
また、転入等の場合は「交付申請書」をもってこれに代えることができるものとする。

(受診の時期)

第7条 市長は、一般受診票を交付する際、保護者に対し身体の異常の発見（股関節脱臼、心臓の異常等）、悪性腫瘍の発見、離乳指導、生活指導及び予防接種の指導等に適した生後3か月から6か月までの間、並びに心身の異常の発見（行動発達、精神発達の異常等）、離乳指導、育児・生活指導等に適した生後9か月から11か月までの間に、それぞれ一般健診を受診するよう指導するものとする。

(受診票の保管)

第8条 市長は、「母子健康手帳・別冊配送表」により受診票の配布を行うものとし、妊娠の届出および「交付申請書」をもって使用状況を把握するものとする。  
2 書き損じ及びその他の理由により使用不能となった受診票の取扱いについては、1年間の保管とする。

(精密健診)

第9条 精密健診の対象者は、一般健診において、疾病又は心身の発達に異常の疑いがある乳児とする。

2 前項の場合において、委託医療機関は、当該乳児に対し一般健診以外の検査を行うものとする。

(精密受診票の交付)

第10条 精密健診を必要とする当該乳児の保護者は、乳児精密健康診査受診申請書（以下「申請書」という。）に乳児精密健康診査意見書を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、申請書を受理し、受診することが適当と認めるときは、乳児精密健康診査受診票（以下「精密受診票」という。）1回分を保護者に交付するものとし、精密受診票の交付状況を乳児精密健康診査受診票交付台帳により、整理しなければならない。

(費用の請求、審査及び方法)

第11条 委託医療機関が一般健診を行った場合において、これに要した費用（以下「診査料」という。）の請求は、一般受診票の請求用により、公益財団法人ちば県民保健予防財団（以下「保健予防財団」という。）に行うものとする。

2 保健予防財団は、前項の請求の内容を審査し、乳児一般健康診査料の必要書類を添えて、市長に請求するものとする。

3 保健予防財団は、市長から診査料の払込みがあったときは、速やかに指定金融機関を通じて委託医療機関に支払うものとする。

4 委託医療機関が一般健診について請求できる額は、別に定めるところによる。

- 5 委託医療機関に対する診査料の審査及び支払の事務の委託については、別に定めるところによる。
- 6 委託医療機関が一般健診を行う場合において、保健指導を併せて行ったときは、その保健指導料は、請求できないものとする。
- 7 委託医療機関が精密健診に要した費用の請求は、市長に精密受診票の請求用をもって、行うものとする。
- 8 精密健診が医療保険等の給付として行われた場合は、委託医療機関が市長に対して請求できる額は、健康保険法の規定による療養の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「厚生労働省告示」という。）により算定した額から保険者が負担すべき額及び子ども医療費を控除した額とする。ただし、入院による精密健診は、この限りでない。
- 9 精密健診が保険医療機関又は療養取扱機関以外のものによって行われた場合において、その他医療保険等の給付としてではなく行われたときは、委託医療機関が市長に請求できる額は、厚生労働省告示により算定した額とする。

（事後指導）

第12条 市長は、精密健診の結果に応じ、当該委託医療機関と連携し、事後指導が円滑に行われるよう配慮しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。